

議案第 3 4 号

大津市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 4 号 大津市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明させていただきます。

資料の 2 ページをお願いします。

改正趣旨についてであります。令和 7 年 1 1 月 1 4 日付けで「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 9 6 号）」が公布されたことから、大津市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についても同府令と同様の改正を行うものでございます。

資料の 3 ページをお願いします。

改正内容についてであります。乳児、幼児の区分ごとの利用定員の設定を求めていましたが、総数のみを規定するように、利用定員の規定を改正することとしたものであります。また、子ども・子

育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、乳児等通園支援事業を行う場合の設備及び職員の基準の特例を新たに規定することとしたものであります。併せて、必要な字句等の修正を行うものであります。なお、施行期日は、公布の日を予定しております。

改正箇所については、4ページ及び5ページに記載のとおりとなります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。